

【資料】

## 拡大生産者責任の考え方

——トーマス・リンクヴィスト博士  
(スウェーデン、ルンド大学国際環境産業経済研究所准教授)に聞く

スウェーデン ルンド大学国際環境産業経済研究所助教授  
東條 なお子

本稿は、拡大生産者責任 (Extended Producer Responsibility: EPR) の概念を最初に定義づけ、EPR をはじめとする様々な低環境負荷型製品促進政策の進展に貢献してきたトーマス・リンクヴィスト博士 (スウェーデン、ルンド大学国際環境産業経済研究所准教授) に対して 2003 年 7 月に行ったインタビュー (未刊行) を現時点の状況もふまえてまとめ直したものである。EPR 誕生の背景や目的、概念の内容、概念導入過渡期の課題、政策原則としての EPR、政策策定者からみた EPR 導入の目的など、EPR の概念全体をとりまく話を伺った (和訳、編集及びコラム、括弧内の補足は筆者)。

### 1. EPR の概念誕生の背景や目的

**東條** (以下 T) 拡大生産者責任の起源とその形成の展開についてお聞かせ下さい。何が概念発生のきっかけを作ったのでしょうか。社会におけるどのような課題が概念を形成していく契機となったのでしょうか。

**リンクヴィスト** (以下 L) それは誘導尋問ですね (笑)。舞台をスウェーデンに持ってきて話を進めるのが妥当かと思います。

#### 1.1. 廃棄物処理、リサイクルの行き詰まりと汚染回避的環境取り組みの必要性

L: 時間的に遡ってみると、廃棄物問題に対する関心が本当に高まり始めた

のが1970年代であり、その後80年代はリサイクルの向上に費やされました。当時、消費者向け製品の分野でのリサイクル効率はあまりよくなく、集められた製品（リサイクル材）の市場の問題も大きかった。地方自治体にとっても、廃棄物処理のためのインフラ——スウェーデンの場合焼却施設——の建設も含め、廃棄物処理・リサイクル関連費用が高つくようになってきました。

既に80年代末には、廃棄物費用が高まり、あるいは今後高まっていくことが明らかになりました。焼却施設、それに埋立処分場の運営に要求されるもの（有害物質を排出しないための厳しい基準等）が多くなったからです。もはや、本当に安い処理方法はなくなりました。同時に、リサイクルに対する社会の関心も高まってきました。行政担当者全員がリサイクルを現実味のある対策と考えていたわけではありませんでしたが、そう考えていた人が少なくとも（取り組みを進める上で）十分いたのです。

（当時の展開として）おそらく一番いい例は電池でしょう。焼却施設では問題を解決できない。だから、数歩遡り、電池を探して集め適切な処理をするか、電池そのもの（の設計や含有物質）を変えなければいけない。他にも、基本的に水銀を含む製品全てについて、同じような議論がなされました。PVC（塩化ビニル樹脂）についても同様です。PVCがダイオキシンを発生させるのかは分からない、おそらく発生させないだろう、廃棄物にはいずれにせよ常に多量の塩素が含まれている。ただ、はっきりしているのは、（PVCを適正処理するためには）焼却施設にライニングを加える必要があり、それは費用増加につながるということだ、と。

このように、廃棄物処理関係者をして、何らかの汚染回避的（preventive）措置が必要だ、と言わしめる製品や物質が、沢山出て来ました。この「汚染回避」がキーワードです。製品設計段階で行われ得る様々な種類の変更については、それまでも議論されてきましたが、それがより重い意味を持つようになってきたのがこの頃です。これが（概念形成の契機の）片方を担うものです。

## 1.2. 製造過程の環境負荷削減の成功と製品のライフサイクル

一方で、環境問題の少なくとも一部分が、現実には何とか最小限化されてきました。大規模産業の多くに環境汚染防止のための規制がかけられ、もしやり残されていることがあるとすれば、規制をいつ実施するのが経済的見地からみて妥当か、という時間の問題にすぎなくなりました。行政はこの領域（製造過程に発生する環境負荷の削減）においてなすべきことはほとんど行ったということです。そこで製品に目が向けられ、製品の環境負荷削減に関していったい何が出来たのか、と問いかけがなされ始めました。

既に80年代末には、製品のライフサイクル全体から生じる環境負荷を考えることが重要だ、という感覚が伝わり始めていたはずですが、当時決定的な論文などが出されたわけではなかったと思いますが、90年代の始めには製品の環境負荷の一部の評価・推測を試みた小さな報告書が出され始めたことからしても、その考え方は既に存在していたはずですが。

紙の塩素漂白（に関する議論）も、当時、紙製品（の環境負荷が注目され始めたこと）と関わりがあるでしょう。80年代末にはエコラベルの導入が始まりますが、これは製品の選択方法に関する検討が前にも増して行われるようになったことの一つの兆しとも言えます。スウェーデン、カナダ、日本の代表団がエコラベル（の導入状況）を視察するためにドイツに行ったのが87年、88年の頃です。そして89年、90年にはラベルが導入されています。

このように、一つには廃棄物・リサイクル問題と汚染回避の措置をとることの必要性が認識されてきたこと、もう一方で製造過程を中心とした問題が現実には最小限化されたことから製品に関する問題が（注目され）始めたことが、（EPRの概念形成のきっかけとして）比較的重要なのではないかと思えます。ドイツ、オランダ、他のスカンジナビア諸国、オーストリア、スイスなど、スウェーデンの他にも同様な展開がみられました。

### 1.3. 環境負荷の高い製品の市場導入阻止の失敗

EPR の概念の形成には、この 2 点以外にもいろいろなことが寄与しています。その中には、失敗も数多く含まれています。特に容器・包装材などの中には、そもそも市場への導入が禁止された製品もありました。しかし、社会の環境派の意思に反して導入された新包装材もありました。これは環境 NGO や一部の行政担当者にとって失敗でした。ペットボトルの導入阻止の失敗と、だんだんと姿を消していく再使用可能なガラス瓶は、ドイツ（における EPR を取り込んだ政策の形成に）大きな役割を果たしたと思います。同じような議論はスウェーデンでもある程度ありました。

こうして、前述のエコラベルにみられるように、費用面からみて実行可能で、同時に妥当な結果も生み出すような方法が必要となりました。こういったことも EPR の背景にあります。

## 2. EPR の概念の登場

### 2.1. EPR を取り入れた法政策の存在

EPR を取り入れた最初の法規はどれかということについては 100% 確かな答えはありません。例えば、遡ってみれば、以前からある預かり金・払い戻し制度 (deposit refund system) にも EPR の考え方が反映されている、とも言えます。ドイツの 86 年の廃棄物法もありますし、特定の製品に関する法律で 80 年代に遡るものもあります。包括的な導入が始まるのは 90 年、91 年のこと、特に 91 年のドイツの包装物法です。

### 2.2. 名前と概念の誕生

このように、最初の法律が導入されたのはいつだと述べるのは、とても難しいことです。ただ、はっきりしているのは、その名称のこと、名称は 90 年にスウェーデンで生み出された、ということです。90 年に概念が形成されたのです。(スウェーデン) 環境省が私達に報告書の執筆を依頼し……。

T：当時の Lund 大学の環境産業経済学部、のちの国際環境産業経済研究所ですね。

L：そうです。その時、概念がなければならぬ、概念を議論するにはその定義づけが必要で、その理論的根拠についても論じられなければならない、ということになりました。

興味深いことに、ドイツには優れた法規が、オランダには優れた取り組みがたくさんありましたが、(両国ともに) この用語を使い出すまでにはかなりの時間がかかっています。92年頃にドイツの環境省や環境庁に出かけて行って関係者と話をした時にも、EPR は言葉、あるいは概念としては存在していませんでした。当時既に包装物法があり、他の法規も提案されていました。つまり、アイデア (やそれを実行する枠組みなど概念形成に必要なこと) は全てそろっていたのですが、名前がなかったのです。

では、責任 (responsibility) とは何でしょうか。いろいろなことについて責任を負いうる、ということです。責任 (responsibility)、という言葉はいろいろに翻訳でき、時には賠償責任 (liability) に近い形にもなります。ドイツ語ではどのように表されるのか、当時は全く明らかではありませんでした。私は様々な言葉を試してみましたが、どれも気に入ってもらえませんでした。包装物法の草案検討に携わっていた人達に、です。そして、数年後、ある時突然、(EPR という言葉が) 用語として採用されたのです。面白いものです。

実は (用語の受け入れは)、92年に私達が UNEP と共催したセミナーに依るところが大きいのではないかと思います。セミナーは用語を世に送り出す上で一役買ったようです。OECD (の担当者) もそのセミナーに来ていましたし、セミナー参加者の多くが、それぞれ発表した比較的小さな論文の中で、この用語を採用していました。それ (拡大生産者責任) がセミナーで使われた用語だったからです。

### 3. 概念の内容

T：先生は責任という用語遣いについて、何回か言及されていました。道義的責任と現実的責任について、(EPRのRが意味するのが)道義的責任ということになれば、もし製品から何らかの恩恵を受けているかどうか、という面から見れば全ての人に責任があることになるが、という話、また、汚染者支払責任の話などです。

L：そうですね。拡大生産者責任を概念として議論していた時には、それが正しい用語かどうか、ということについての議論ではなかったことは覚えています。(用語は)どちらかといえば偶然の産物です。それまでにも、生産者が責任をもつべき、という旨を書いたことはあります。それははっきりしています。

#### 3.1. 「拡大」・・・

では、責任とは何を意味するのか、ということ进行分析し始めると、生産者が既に責任を持っていることがらは、製品によって内容は異なっているものの、沢山あることが分かる。そこで、拡大、という言葉が自然に出てきたのです。

#### 3.2. ・・・「生産者」・・・

ただ、私達はもちろん、汚染者支払責任原則について、汚染者が払う、ということをめぐる議論や、汚染者の定義づけに関する問題を意識していました。ですから、(用語の選出においては)容易に理解できない言葉は避けることを意図していました。「拡大汚染者責任」ということもできたはずですが、私はその用語は受け入れなかったと思います。汚染者とは何を意味するかについて常に議論があり、汚染者という言葉を理解するのは容易でない、ということは明らかでした。生産者、という言葉についても常に議論はありえますが、その意味は(汚染者よりは)はっきりしています。

### 3.3. ・「責任」

ただ、道義（的責任）についての議論は予期していたことでなく、どちらかといえば驚きました。責任、という言葉をここ（スウェーデン）での状況に照らして議論していたときには、何が現実的か、ということが常に論点でした。

その後、責任について話している多くの人達、殊にそれを批判している人達は、社会の一構成員のみに責任を与えれば、他の構成員は責任がないということになってしまうからよくない、という道義的見地から批判している、ということに突然気づきました。そのような意図は全くなく、また全然考えませんでした。検討すべき事柄は、どうしたら明確で現実的な仕組みを作れるか、ということだったからです。（生産者に責任が課される）理由は、生産者が悪いからではありません。生産者は（状況を）変えるのに適している可能性がある、あるいは変えることが出来る、というのが理由です。

### 3.4. 道義責任ではなく市場経済への一歩

道義的、倫理的な説明よりも、現実的なこと、責任が実際に意味することに興味を持つだろう、と思われるようなビジネス志向の人達がこのような批判をしていることも、時としてあります。これにはいつも驚きます。EPRは、スウェーデンでは常に、市場経済への一歩、あるいは市場経済をよりよく働かせ、政府の介入を少なくする方法という風に見られてきたと思うからです。

EPRは政府の細かい規制を最小限化して、大きな枠組みと目標を設け、その実施の多くを産業界に任せ一手法なのです。また、廃棄物処理やリサイクルの民営化という側面もあります。EPRでは、廃棄物処理費用を税金にたよらず製品に結びつけよう、としているのです。私はEPRを、より市場原理に基づいた経済への一歩と見ています。ですから、批判の出所が、市場原理に基づいた経済の拡がりを喜びそうな人達であることに驚いています。

### 3.5. 法的枠組みの設置は企業に有益

T：批判をしている人達は、枠組み法規がどれほど市場原理に基づいたものになりうるか、ということに気づかず、内容をみないで批判しているのではないのでしょうか。この話は法規と自主的取り組み、という論点にも結びつきそうです。

L：そうですね。低環境負荷型製品促進政策を分析する中で、自主的協定の効果的实施をめぐり、ただ乗り現象その他の現実的な問題を回避する方法について議論し始めると、政策の対象となっている企業や対象製品を作っている人達はたいへい、法規がある方が妥当だ、という結論にたどりついています。

自主的な仕組みについて私は、それがうまくいくならば構わないけれども、現実の実施は難しいことが多い、と考えています。強制的な仕組みは、企業にとってより有益なものなのであって、私が通常代表している社会一般の見地からみれば、(強制的でも自主的でも) どちらでも構いません。うまくいくならば(どちらの仕組みでも) 問題ない。ただ、“ゲームの規則(ルール)”<sup>1</sup>を定めた一般的法規は、ほとんど全ての場合、企業にとって有益なものであると私は思います。

### 3.6. 経済的責任について

T：生産者は経済的(金銭的)責任を負うべきだ、という議論もあります。ある政策がEPRプログラムかどうかを論じるにあたり、生産者が経済的責任を負っているかどうかを分岐点とし、負っているならばEPR、そうでなければ

---

<sup>1</sup> 同様の活動に携わる社会の構成員(例えば電機・電子機器の製造業者)にとって、ある活動(例えば廃製品の引き取りやリサイクルに取り組むこと)が、少なくとも短期的に、経済的負担の増大など平等な競争を妨げる要因となりうる場合、同様の活動に携わる社会の構成員全員に、一定の行為の実行(例えば引き取り義務)あるいは成果の達成(例えば一定の回収率・リサイクル率等の達成、一定の汚染物質使用禁止)義務を課す(一定の“規則(ルール)”を定める)ことにより、競争の舞台を共通のものとする。



EPRでない、という人もいます。私の理解からすると、焦点は変化を促すこと、そしてそれをどのように行うか、ということであって、その方法は多様です。この観点から見ると、経済的責任は多くの場合大変役立つかもしれませんが、必ずしも必要ではなく、また、(生産者が) 経済的責任を全て負う必要があるわけでもないと思います。

L: 基本的には、もし同じ目標をより少ない介入によって達成できるのであれば、社会には、それ以上介入する道理はない、ということだと思います。もし同じ目標を情報提供により、あるいは一定の情報を入手可能な状態にすることを義務付けることにより達成できるのであれば、それ以上のことを求める道理はありません。ですから、私の考えでは、誰かに経済的責任を負わせる理由はありません。問題は、実用的かどうかです。何を達成できるのか。

T: そしてそれをどのように達成するのか。

L: そうですね。

#### 4. 概念導入過渡期の課題

##### 4.1. 命令管理型政策を好む政策策定者

EPRはある意味市場原理に基づいていたものなのだ、ということを産業界の一部に説明するのが難しいとすれば、もし効率を上げたければ、細部まで法規すべきではない、ということを政府に説明するのは、もっと、実に難しいのです。このことは本当に問題です。政府には、各々云々を達成したい、それが達成される限り達成方法については規制しない、というのではなく、細部にわたり全て、何をすべきかを指定することによって、(法の実施を) 確かなものとしたい、といった願望があるようです。

ただ、枠組みのみの指定が大変成功したこともあります。例えば、スウェー

デンの（アルミ缶、ペットボトルの）預かり金・払い戻し制度はとてもうまく  
いっています（コラム参照）。法規では、企業が一定の仕組みに参加し、その  
仕組みを一定の回収率を達成できるべく、効率よく運営するべきことを定めて  
いるのみで、その達成手段については規制していません。

T：政府関係者の考え方は動いているのでしょうか。環境政策にはある潮流が  
認められるとよくいわれます。一般的に、排水管の先の処理（エンド・オブ・  
パイプ）から汚染回避型へ、製造過程から製品へ、そして政策のタイプとして  
は、命令管理 (command and control) 型から枠組み型へ、という流れがある  
といわれますが、どのようにお考えですか。

L：このことは、スウェーデン政府ではもちろん多くの政府において盛んに議  
論されていると思います。ただ、政府で働いている人達にとって、それを現実  
に実行し、流れについていくことはどんどん難しくなっている。誰もが頭では  
理解しています。ただ、課題はそれを実行すること、細部を規制しないで規制  
することです。

#### 4.2. 過渡期のジレンマ——東欧の社会・経済システムの移行との類似性

T：そして、それは今も課題ですか。

L：そう、明らかに課題です。この問題をとりまく現実、東欧の状況と並列  
に考えることが出来るかもしれません。過去 50 年、60 年、70 年間使われて  
きた経済システムの方向を突然転換するとします。大きな問題なくして方向転  
換できる可能性が高いと思いますか。この転換は現実には難しいことが、今日  
私達には分かっています。（この経済システムの方向転換により、東欧の人た  
ちにとっては）かつて論理的で妥当だったことが、もはやそうではなくなりま  
した。数多くの企業を閉鎖し、多くのことを変えなければなりません。それも、

コラム

## スウェーデンのアルミ缶、ペットボトルに関する 預かり金・払い戻し制

スウェーデンでは、アルミ缶、ペットボトルを使用して製品を販売する業者\*に対し、アルミ缶、ペットボトルに関する預かり金・払い戻しシステムに参加することを義務付ける法律が、それぞれ1983年、91年より施行されている。システムの内容や運営手法は業者に一任された。

この結果、Returpack という共同回収システム運営会社が設立され、アルミ缶、ペットボトルの逆自動販売機が大手スーパーに設置された。預かり金・払い戻し制では一般に、(時には法律による義務づけにより)払い戻し額と同一の預かり金額が設置され、回収率上昇による資金の行き詰まりという矛盾をしばしば招いていた。スウェーデンで導入された制度では、払い戻し額にシステム運営費用を加えた額を製品の販売価格に上乗せすることにより、この問題を乗り越えた。また、販売時販売時に預かり金の上乗せされていない容器を用いた払い戻しを防ぐため、バーコードを用いた識別システムを導入した。

この制度では、アルミ缶に関しては86%、ペットボトルに関しては再利用型については98%、リサイクル型については77%(2002年)という高い回収率を達成している。現在の払い戻し額はアルミ缶1つの場合0.5クローナ(約7円)、ペットボトルの場合再利用型で4クローナ(約58円)、リサイクル型の1リットルサイズ以上の大型で2クローナ(約29円)、小さいもので1クローナ(約15円)である。預かり金・払い戻し制は、消費者による持ち込み制、巡回回収制等と比べ高くつく、というイメージもあるが、上記と同様の回収率を達成している欧州3国(スウェーデン、スイス、ドイツ)の制度の比較研究では、預かり金・払い戻し制が必ずしも高くはない、という結論が出されている。

なお、この法律は、国内の製造業者及び販売業者に課される責任を明確にするなど多少の変更を加えた上、1998年に成立した環境法の拡大生産者責任に関する章の中に吸収されるべく、2003年に改正された。

\*空あるいは飲み物の詰められたアルミ缶・ペットボトルの輸入業者。現実には、これら輸入業者に加え、アルミ缶、ペットボトルの製造業者もシステムに参加している。

必ずしも最初からやり方がまずかったからではなく、それが別の枠組みの中で行われていたから、変更が必要なのです。

過去何十年、年世紀にも渡り積み重ねられてきた法制度、製品や身なりについて社会が求めること、あるべき政治形態についての考え方などについて、突然、これでは十分ではない、幾多の別のことをしなければいけない、と言い始めた場合、これを実施するのは必ずしも容易ではありません。かつて正しいとされていたやり方とは異なっており、相当な変化を要するものかもしれないからです。

さらに、新しい仕組みへの移行期間中はお金がかかる、という大きな問題があります。新しい仕組みの運営が長期的にみて高くつくというわけではありません。(むしろ)有益でずっと効率のよいものであるべきです。しかし、変えるにあたり、短期的にはお金がかかります。

#### 4.3. 最適とはいえないことの多い過渡期の効率

使用後の処理が考慮されていない車、電子製品は持たない、容器・包装材も持たない、という風になるためには時間がかかります。そしてこの移行は社会の一部の人々の恐れを呼び起こします。我々はこの費用を払えるのか。費用は高すぎないのか。このような場合、法の内容は妥協によるものとなります。妥協の産物は最適ではなく、時には全く効率的でないものとなりがちです。しかし、生産者に費用を全て負担するよう最初から求めることができるのでしょうか、それとも費用の一部は共に担わなければならないのでしょうか。どこまで生産者に求められるのでしょうか。プラスチック、包装材……これらをリサイクルするのは困難だから、それ程多くを求めることはできないのでしょうか。

同時に、私達は、処理の難しい素材に対しては、難しい分、競争上不利になるようにしよう、とも言います。生産者に対し、処理が非常に難しい製品を設計したり、再使用できない素材を使うのであれば、その分コストも負担せよ、という信号を送ろう、というわけです。

皆無のところから仕組みを構築するのであればそれ程難しくないかもしれませんが、既存の仕組みを変更するのは難しい。異なる原則に則ってそれぞれにおいて最適化された仕組みが既に存在するからです。既存のものよりはよいと思われる新しい仕組みに移行するときには、費用がかかり、あまり有益でない状況も通過することになります。

T：その意味では、EPR 原則を取り入れた政策はこの過渡期にあるとお考えですか。

L：そうですね、現時点ではまだ過渡期にありますね。

T：では、私達はその、効率がより悪く、有益度もより低いという段階を通過しているのでしょうか。

L：現在の方が、将来よりもお金がかかるでしょう。仕組みもまだ最適化されていません。そして社会の様々な構成員の間での交渉もそれほど進んでいません。ただ EPR に関わりのある分野の中で、関わりのある構成員が大勢いるようなものはそれほど多くありません。従って、競争もそれほど激しくはありません。

## 5. 政策原則としての EPR

### 5.1. 政策原則と政策手法の違い

EPR の捉え方について、いささか奇妙な、EPR イコール引き取りプログラム、というような捉え方が広がっていますが、私は、引き取りプログラムは生産者責任を実施する、あるいは拡大するにあたっての、一つの可能性、一例にすぎないと考えています。EPR プログラムの組合せは多種多様で、仕組み毎に違いがあります。(原点に) 立ち帰り、私達はそもそもどうして生産者責任やそ

の拡大について議論しているのだろう、ということを考えていくと、求めているのは変化なのだ、ということにたどりつきます。変化をもたらす手段は他にも数多くあります。そこで、EPR は政策手法ではなく、政策策定のための原則、ということになるのです。このことも、EPR をめぐる多くの議論において不明確で、EPR は一政策手法として捉えられていることが多いです。

## 5.2. EPR を取り入れた情報に関する政策手法

T：EPR 原則に基づいた政策手法には、引き取り以外にどのようなものがありますか。現在使われている手法、あるいは使われうる手法の中で例を挙げていただけますか。

L：最もわかりやすい例は、情報に関わるものでしょう。収集、集積するのが難しい情報の提供の役割を生産者に求めるというものです。その情報は、生産者に何かを気づかせ生産者自身が変わることを促すと同時に、製品のライフサイクルの各段階で関わってくる構成員（関係者）の、製品への関わり方の変化をも促すものです。提供する情報内容を増やすことによって、製品の廃棄段階だけではなく、例えば使用段階へも影響を与えることができます。例えば、エネルギー使用に関する情報であれば、消費者の物の使い方について何らかのフィードバックを得る仕組みを取り付けることにより、消費者のエネルギー消費と使用態様について生産者が学ぶと同時に、このような使い方をすればこれだけのエネルギーを消費する、という情報を使用者自身にも与えることができます。このような仕組みを使用者自身が作ったり、器具に取り付けたりするのは難しいですが、生産者がそのことを最初から考慮して設計していれば、可能性も出てきます。

## 6. EPR の急速な拡がりとは政策策定者からみた EPR 導入の目的

T：10 年程前に EPR が誕生してから、様々な議論がなされてきました。その

議論の中で主要なものを挙げていただけますか。

L: そのご質問にはやや異なる角度からお答えしようと思います。振り返ってみると OECD 諸国の中で EPR プログラムの全くない国、あるいは EPR プログラムの実施を全く考えたことのない国は現在ほとんどない。このことにはかなり驚きを覚えます。ある政策の発展としてはかなり短期間になされたものであるからです。

では、何故だろう、という疑問がわいてきます。ここで気づかなければならぬのは、EPR 導入を通じて私は、ある一つのこと、つまり、製品設計の向上——現在私達の持っている機会を利用すれば、EPR の導入はシステムや製品の向上を可能にするかもしれない——ということを促進しているかもしれませんが、政府や国は、EPR の比較的急速な展開を駆り立てているのは別のこと、つまり短期的な財政的問題なのだ、と言っていることです。リサイクル・廃棄物処理活動の新しい資金調達方法を見つけること、と言っているのです。

このことを覚えておくことは重要だと思います。プログラムの実施は多くの場合、変化云々のほかに、資金源を見つける必要性に基づいているのです。(資金調達という動機付けを政府が持っているからといって、それが) プログラム実施によって (新たな資金調達と製品の向上の) 双方の結果を導くことはできない、ということの意味しているわけではありません。ただ、政府にとって (EPR 導入の) 最も大きな動機付けは、製品 (やそれをとりまくシステム) 設計の向上ということでは必ずしもない、ということです。社会にとって必要な、あるいは必要と信じられているサービスや機能の費用をカバーする新しい方法を見つけるのは、税金を上げたくない政府にとって、とても魅力的です。また、このような形で資金を調達すべき論拠を説明するのも難しくありません。ライフサイクル全体に関わる費用を製品の価格に取り込むことにより、誤った選択ではなく正しい選択を消費者ができるようになる、このことは、明らかにいいことだとみられているからです。

T：どうもありがとうございました。

終わりに

旧ソ連時代から東欧の環境改善にも実地レベル、政策レベル双方で貢献されてきたリンクヴィスト博士の、東欧の状況になぞらえたEPR導入を巡る現状認識が、大変印象的であった。現在EPRは研究者のみならずEU、スウェーデン等の政策決定者の間で、環境政策の一原則として広く認められるようになっている。<sup>2</sup> インタビューにもあるとおり、EPRに基づく政策は90年来OECD各国で進められ、廃棄物発生抑止や製品設計改善の動機付けにもつながっており、<sup>3</sup> その考え方は非OECD諸国にも急速に広がっている。また、実施を巡る難点やそれをのりこえるための諸施策についても、OECDをはじめとする多くの場面で研究や議論が進められてきた。現在欧州では、特に2003年初頭に出されたいわゆる廃電機・電子機器指令の実施を巡り、既存のシステムとの調整や個別責任の具体的在り方などにつき、EUレベルでも各国でも議論が続いており、ややもすると実施の難しさが強調され、中には概念そのものを否定するような風潮もみられる。しかし、持続可能な社会づくりのために変革は必要であり、その中でEPRは重要な役割を果たしうる、変革の実施にまずはつきものである、ということ念頭に、現状打破に向けてより有効な施策を打ち出すような研究を進めていければ幸いである。

(とうじょう・なおこ)

(2006年3月20日受理)

<sup>2</sup> 詳しくは Tojo, Naoko, Lindhqvist, Thomas & Dalhammar, Karl. (2006). Extended Producer Responsibility as a Driver for Product Chain Improvement. In D. Scheer & F. Rubik (eds.), *Governance of Integrated Product Policy* (224-242). Sheffield: Greenleaf Publishing Ltd. を参照

<sup>3</sup> EPRに基づく政策の環境配慮型設計促進への影響については、例えば Tojo, Naoko. (2004). *Extended Producer Responsibility as a Driver for Design Change - Utopia or Reality?* IIIIEE Dissertation 2004:2. Lund: IIIIEE, Lund University を参照。